

# 東京 2020 パラリンピック聖火フェスティバル運営業務委託企画提案コンペ 参加仕様書

## 1 企画提案コンペの目的

東京 2020 パラリンピック聖火リレー（パラリンピック競技開催4都県で実施）については、オリンピック終了後のパラリンピックへの関心や祝祭感を最大限に高めることを目的として開催されます。

三重県で実施される聖火フェスティバルは、県内29市町においてそれぞれ独自の手法で行われる「採火（各市町主催）」と、それらの火を集火し東京（パラリンピック聖火リレー開催都市）へ送り出す「県内集火・出立式（県主催）」の2つで構成されます。

今回の業務委託は、2つのうち「県内集火・出立式（県主催）」について、大会組織委員会から示されたガイドライン等に基づき、安全・確実を最優先として実施することにより、パラリンピックへの機運醸成を図るとともに、本県での共生社会の実現につなげることを目的としています。

そのため、委託事業者には、本県の「採火」や「集火・出立式」の魅力を経験的に発信することにより、多くの県民の皆さんの関心や共生社会への理解を深めてもらうための企画運営能力が必要となり、価格だけでなくアイデアの提供など質の付加価値を求めていくことから、企画提案コンペを実施します。

## 2 委託業務の概要

三重県で実施される聖火フェスティバルは、県内29市町においてそれぞれ独自の手法で行われる「採火（各市町主催）」と、それらの火を集火し東京（パラリンピック聖火リレー開催都市）へ送り出す「県内集火・出立式（県主催）」の2つで構成されます。（参考資料「東京 2020 パラリンピック聖火リレーについて」を参照）

そのうち、今回委託する業務は、県主催の「県内集火・出立式」の運営業務です。まず「県内集火」では、「県内市町が独自の手法で採火した共生社会への思いが込められた29の火」を「東京 2020 パラリンピック聖火（三重県）」として、ひとつにする演出を行います。

その後、代表者がその聖火を持って東京へ旅立つ「出立式」の演出を行います。

今回の委託業務は、「県内集火・出立式」の実施及びこれについて多くの県民の皆さんの関心や共生社会への理解を深めてもらうための企画運営全般とします。

### 3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名  
東京 2020 パラリンピック聖火フェスティバル運営業務委託
- (2) 委託期間  
契約締結日から令和 3 年 10 月 29 日（金）まで
- (3) 契約限度額  
20,065,430 円（消費税及び地方消費税を含みます。）
- (4) 業務委託仕様書  
別添 1「東京 2020 パラリンピック聖火フェスティバル運営業務委託仕様書」のとおり

### 4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 本企画提案コンペその後の委託契約に、不正又は不誠実な行為がないこと。

### 5 企画提案コンペの参加意思表示

企画提案コンペに参加を希望する者は、次のとおり参加資格確認申請書を提出してください。

- (1) 提出書類  
東京 2020 パラリンピック聖火フェスティバル運営業務委託企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式 1）及び申請書に記載された添付書類 1 部
- (2) 提出期限  
令和 3 年 6 月 15 日（火）17 時
- (3) 提出場所  
三重県津市広明町 13 番地  
三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課スポー

- ツ推進班
- (4) 提出方法  
上記提出先に持参又は郵送により送付（必着）

## 6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間  
入札公告日から令和3年6月11日（金）16時まで
- (2) 受付方法
- ア 質問票（様式2）に必要事項を記入のうえ、FAX又は、電子メールで提出してください。なお、電話及び来訪等口頭による質問は一切受け付けません。
  - イ 電子メールによる質問の場合は、題名の最初に「【パラ聖火運営委託質問】」と明記してください。
  - ウ FAX及び電子メール送信後、スポーツ推進課へ着信確認の電話をしてください。
- (3) 質問の内容  
質問は、当該委託業務にかかる条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案内容には回答しません。
- (4) 質問に対する回答  
令和3年6月15日（火）10時までに、三重県ホームページに掲載します。

## 7 企画提案コンペ参加者の資格審査及び結果通知

提出された上記5（1）等により、資格審査を行います。資格審査の結果は、令和3年6月16日（水）までに電子メールで通知します。

## 8 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類  
別添2「東京2020パラリンピック聖火フェスティバル運営業務委託企画提案書等の提出要領」のとおり
- (2) 提出期間  
令和3年6月16日（水）から令和3年6月25日（金）16時まで
- (3) 提出場所  
三重県津市広明町13番地  
三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課スポーツ推進班
- (4) 提出方法  
持参又は郵送すること。なお、郵送する場合は、一般書留郵便又は簡易書

留郵便とし、上記（２）の提出期間内に必着すること。なお、封筒に朱書きで「企画提案書在中」と記載すること。

## 9 企画コンペの実施方法

### （１）企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案書を「東京 2020 パラリンピック聖火フェスティバル運営業務委託に係る企画提案コンペ選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）において審査し、総合的に評価して最優秀提案を選定します。

### （２）書類選考の実施

書類選考は、令和 3 年 6 月 29 日（火）までに終了し、選考の結果を通知します。

※なお、参加者数が 5 者以下の場合は、書類選考を省略します。

### （３）プレゼンテーション審査の実施

選定委員会の審査にあたっては、下記のとおりプレゼンテーションを実施します。

ア 日時 令和 3 年 6 月 30 日（水）14 時から

イ 場所 三重県庁 2 階 第 1 会議室（津市広明町 13 番地）

ただし、オンライン会議システムを利用し、プレゼンテーションを実施する場合があります。

ウ 時間 提案者ごとに時間を設定のうえ、別途連絡します。

エ 内容 プレゼンテーションは、説明 15 分、質疑 15 分で行い、上記 8 の提出書類のみで行ってください。

### （４）審査基準

ア 安全・確実性（25 点）

・聖火フェスティバルを警備、感染症対策等の観点から安全かつ確実に実施する能力があるか。

イ 企画性（25 点）

・本県の火の魅力を効果的に発信し本県の特色を活かした聖火フェスティバルの企画となっているか。

ウ 訴求性（20 点）

・聖火フェスティバルに多くの県民が関心を持つ訴求性が高いものとなっているか。

エ 計画性（15 点）

・聖火フェスティバルを安全かつ確実に実施するための計画力はあるか。

オ 経済性（15 点）

・実施に必要な経費について、経済性に配慮しているか。

- (5) 選定委員会において必要があると判断された場合には、補足資料を求めることがあります。
- (6) 選定の結果については、企画提案コンペ参加者全員に文書により通知します。
- (7) 選定はプレゼンテーション審査により行いますが、応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行う場合があります。

## 10 最優秀提案者に提出を求める資料

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3－3未納税額がない証明用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し
- (2) 三重県内の本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し  
※「納税証明書（その3未納税額のない証明用）」及び「納税証明書」にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日までに納税証明書等の提出（提示）ができない場合は、「申立書」を提出してください。

## 11 契約方法に関する事項

- (1) 当該業務を履行できると三重県知事が判断した企画提案者であつて、三重県会計規則（以下「規則」という。）第65条第3号の規定により作成された予定価格の範囲内で、最も優れた提案をした最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。なお、当該企画提案コンペの選定の効果は、予算発行時に生じます。
- (2) 契約条項は、三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課で示します。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。なお、課税事業者にかかる契約金額は、見積書に記載された課税前の金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書で記載するものとします。
- (5) 契約は、三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課で行います。また、契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

## 12 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

## 13 契約の代金の支払条件

### (1) 支払条件

契約条項の定めるところによります。

### (2) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札停止要綱」（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

## 15 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 契約締結者が契約の履行にあたって暴力団、暴力関係者又は暴力関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

ウ 契約事務担当所属に報告すること

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、

納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 16 その他

- (1) 企画提案に必要な費用は、企画提案コンペ参加者の負担とします。
- (2) 企画提案コンペ参加者が提出した書類に含まれる著作物の著作権は企画コンペ参加者に帰属します。
- (3) 提出期間内であっても、一度提出された企画提案書等の修正及び差替え等を行うことはできません。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (5) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合にはこの限りではありません。本契約の履行について委託業務の一部を第三者に委託する場合は、予め、再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面により甲の承諾を得なければなりません。
- (6) 本企画提案コンペの実施は、委託事業者の特定を目的とするものであり、契約後においては、組織委員会からの基本計画等を提示し、契約担当所属と協議を進めることとなるので、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではありません。
- (7) 提出された企画提案書等については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (8) 契約の相手方となった場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。
- (9) 成果物の著作権は三重県に属するものとします。
- (10) その他必要な事項は、規則の規定によるものとします。

## 17 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局 スポーツ推進課

スポーツ推進班 担当：元原

TEL：059-224-2986

FAX：059-224-3022

E-mail:sports@pref.mie.lg.jp